

# 質 問 書

2022 年 7 月 4 日

「全世界(2022 年度公示分)中小企業・SDGs ビジネスの効果的实施による経済開発分野の課題解決推進に係る情報収集・確認調査」  
(公示日:2022 年 6 月 22 日/調達管理番号:22a00243)について、質問と回答は以下の通りです。

【共通項目】は質問回答の考え方が他分野と共通となります。

## 【共通項目】

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 1 章 3. (4) 契約履行期間 P. 2	契約履行期間が第一期と二期でオーバーラップしているように見えるが、間違いはないでしょうか。	第 1 期契約中の業務のうち、「調査設計」に際しては、各々の採択企業、コンサルタント、JICA の 3 者 で合意形成を行うため、早期に合意形成がなされた採択企業への第 2 期契約での本格支援が、別の採択企業との合意形成に先立つ可能性があるため、このような期間設計としています。
2	第 1 章 5 (3) 共同企業体の結 成の可否 P. 4	共同企業体結成について、構成企業について第二期からの実務関与の場合でも第一期から共同企業体を結成することは可能か。(この場合第一期には構成企業人員の報酬は発生しない)	第一期から共同企業体を結成いただくことで問題ありません。
3	第 2 章 第 2 条 本 業務の委託に関 する背景・経緯 P. 9	また「これまで「中小企業…」(中略)に取り組んできた。JICA は本事業として、民間企業からの提案を…(後略)」との説明があり、従来は中小企業と明記されていたが、本事業については“民間企業”とあり、企業の規模は本事業では問わないと解釈できるが、それでよいか。	ご理解のとおりです。なお、既往制度においても大企業も支援対象となっています。

4	<p>第2章 第3条 (1) 本業務の目的</p> <p>P. 10</p>	<p>従来の支援スキームでは、企業から提案資料の審査にあたって、第三者に任せているという説明を聞いてきたが、新しいスキームにおいても同様か。コンサルタントが選考支援をする仕様になっているが、第三者が従来と同様か、代わるかにより、選考支援の方法も変わる可能性があるため、伺いたい。</p>	<p>・審査においては外部有識者からの助言も得つつ JICA が厳正に行っており、第三者に判断を任せてはおりません。2022年度公示においても同様に、外部有識者からの助言を得つつ、厳正に審査を行いますが、人選においては継続の有無を含めお答えできません。</p> <p>・受注者による選考支援については提案法人からの事業企画内容の分析を行うものであり、それ以外の選考支援は想定していません。</p>
5	<p>第2章 第4条 (1)の1)の① の(カ) コンサルティング支援対象</p> <p>P. 11</p>	<p>コンサルティング支援対象に「基礎情報収集(複数国も可)」とあるが、対象国の数を1カ国あるいは複数とする場合の判断を、提案法人ではなく、必要に応じて JICA や受注者が行うことも想定されているか。</p> <p>また、対象国が複数となる場合は必然的に受注者による調査工数も増えることが考えられる中、複数国を対象とする場合の MM 数について、JICA と協議の上で追加できる余地があるか。</p>	<p>対象国については提案企業が作成する企画書において記載するものですので、受注者/JICA 側からの提案は想定していません。また、第5条(7)1)基礎情報収集④に記載のとおり、調査対象国を複数設定している場合には現地渡航前に採択企業が対象国1か国を選定することとしています。</p> <p>人月はニーズ確認調査で割り当てる4人月の範囲となります。このため、第5条(6)2)調査設計に際して、工程別コンサルタントアドバイザーを検討する際に4人月の配分の考え方について採択企業と認識を併せることが重要となります。</p>
6	<p>第2章 第4条 (1)の2) 採択企業と受注者の役割分担</p> <p>P. 14</p>	<p>採択企業と受注者の役割分担の箇所、「採択企業が自ら行うべき成果物の作成を代行してはならない。」とあるが、各種資料や報告書等の作成ノウハウ・経験が必ずしも十分でないことが想定される採択企業に対して、JICA が所定の品質の成果品を要求する場合、採択企業が単独でその要求水準を満たす成果品を作成できない場合も多くあると想定される。</p> <p>例えば、受注者が全ての作業を代行することはないとしても、採択企業の作業負担1~2割に対して、受</p>	<p>採択企業からの成果物については、採択企業がビジネス化に際して必要な情報を提出いただくことを想定しているもので、大部の報告書の作成を求めているものではありません。企画競争説明書第4条(1)1)に成果物の構成要素案(※)を記載していますが、調査の過程で得られた情報や分析結果を踏まえつつ、採択企業としての今後の方針を明確化することを重視しています。</p> <p>受注者は調査の各段階において検証結果分析支援を行いますので、必要に応じてこれらを活用することで採択企業による成果物作成が可能と考えています。</p>

		<p>注者が 8~9 割（助言だけでなく、JICA コメントを踏まえた原稿への加筆修正等も含む）の作業を担うケースも、過去の民間連携案件の経験から考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、一定品質の成果品作成に向けた、採択企業および受注者に対する業務内容の分担や業務量の想定について、JICA としての見解を伺いたい。</p>	<p>※ビジネスプラン(ニーズ確認調査)の構成要素(案)については以下のとおり。</p> <p>想定顧客、顧客のニーズ及び顧客が直面する課題（ペイン）、顧客に提供するソリューション、採択企業と競合他社のポジショニング、競争優位性、顧客へのインタビュー結果（価格面含む）、顧客が想定する価格でのソリューション提供可能性、想定される市場規模、ビジネスモデル（案）、数値計画（案）、ビジネス化に向けたロードマップ（案）等</p>
7	<p>第 2 章 第 5 条 本業務の内容 P. 14</p>	<p>従来は、外部人材が全国の中小企業を発掘し、応募に向けて伴走し、その結果、一定の応募数と一定の応募水準が保たれてきたと認識している。</p> <p>今後は、JICA 主導で、企業を発掘することのだが、企業の発掘には多くの労力を要する。実際、どのような活動により、企業を発掘し、提案までの伴走をおこなうのか、伺いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度改編に際しては企画書の内容を簡素化し、外部人材の支援が無くとも中小企業等で記入が可能なものとする予定です。</li> <li>・ 上記に加え、募集セミナー等広報活動を行いつつ、JICA 国内機関等による事前コンサルテーションを通じて企業の発掘を行っていく予定です。</li> </ul>
8	<p>第 1 章 第 5 条 本業務の内容 P. 14</p>	<p>本分野の気候変動、自然環境保全、環境管理、水資源確保・水供給、災害リスク削減の各分類の名称に捕らわれず、各グローバル・アジェンダに含まれる内容を網羅するビジネスが本業務の対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>例えば、「水資源確保・水供給」の分類では、「衛生」が含まれておりませんが、「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略） 19. 持続可能な水資源の確保と水供給」には、「水供給・衛生」の項目が</p>	<p>ご理解のとおり、各グローバル・アジェンダに含まれる内容が対象となり、例示頂いた分野も含まれます。</p>

		<p>あり、「衛生」として、トイレや手洗い施設が含まれております。これらのトイレや手洗い施設に関するビジネスも「水資源確保・水供給」の分類に含まれますでしょうか。</p> <p>また「環境管理」の分類には、廃棄物処理や下水道、排水処理も含まれますでしょうか。</p>	
9	<p>第2章 第5条 本業務の内容 P.15</p>	<p>フェーズ3の業務に、『2023年度の本事業への事業企画の募集に向け、公開セミナーを実施し、関心のある企業にむけた開発途上地域における新規事業開発に関する研修を実施する（フェーズ3）。』とありますが、セミナー開催は、P27『(13) 本事業改善に向けた5分野合同会議参加』に記載の「5分野合同会議」でよろしいですか。『新規事業開発に関する研修を実施』については、どれが対応しますか。また、研修実施の見積もりは必要ですか。</p> <p>【注意】本件質問は、以下の3案件の企画競争説明書に関するものです。 22a00243 全世界（2022年度公示分）中小企業・SDGs ビジネスの効果的实施による経済開発分野の課題解決推進に係る情報収集・確認調査 22a00244 全世界（2022年度公示分）中小企業・SDGs ビジネスの効果的实施による人間開発分野の課題解決推進に係る情報収集・確認調査 22a00259 全世界（2022年度公示分）中小企業・SDGs ビジネスの効果的实施によるガバナンス・平和構築分野の課題解決推進に係る情報収集</p>	<p>フェーズ3については第5条（13）に記載の5分野合同会議参加となります。このため、記載内容を下記のとおり変更します。</p> <p>【修正前】 2023年度の本事業への事業企画の募集に向け、公開セミナーを実施し、関心のある企業にむけた開発途上地域における新規事業開発に関する研修を実施する（フェーズ3）。</p> <p>【修正後】 5分野の間で情報・知見の共有、本事業の改善に向けた検討を行うために、5分野合同会議へ参加する（フェーズ3）</p>
10	<p>第2章 第5条 （3）民間ビジネスの開発インパ</p>	<p>「社会基盤分野」の支援を担当するコンサルタントは、「社会基盤分野」分野を念頭に置いて、自社又は発注者が示す先行調査等も活用しつつ、ロジッ</p>	<p>担当分野を念頭に置くことで具体性を高めることを想定しているものですが、他分野でも活用可能なツールの選定等を行う予定です。</p>

	<p>クト向上に向けた支援方針の検討 P. 16</p>	<p>クモデルや IRIS+等、民間ビジネスによる開発インパクト測定・管理（中略）、ツールの選定（案）を作成し、発注者及び他分野の担当コンサルタントと協議を行う。」とあるが、なぜ社会基盤分野の担当コンサルタントが「社会基盤分野」を念頭に置いて作成することになっているのか。</p>	
11	<p>第2章 第5条 （4）提案法人から提出された事業企画内容の分析 P. 16</p>	<p>「（4）提案法人から提出された事業企画内容の分析」について、当該審査に第三者委員の参加は想定されるのか。</p>	<p>分析結果については外部有識者にも共有を行います。なお、審査については、外部有識者からの助言を得つつ、JICA が厳正に審査を行います。</p>
12	<p>同上 P. 16</p>	<p>必ずしも各分野（保健医療・栄養改善・教育・社会保障）でそれぞれ最低1社は採択される必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>分野別の採択件数の上限・下限は設定していません。</p>
13	<p>同上 P. 16</p>	<p>1社が異なる製品でニーズ確認調査とビジネス化実証事業の両スキームに応募は可とするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>応募に際しての要件等については提案企業向けに提示する募集要項で定められますが、同内容での重複・複数応募は認められず、無効となります。異なる内容であれば応募は可能です。</p>
14	<p>第2章 第5条 （5）ビジネス化支援 P. 18</p>	<p>「採択企業の所在地域を所管する国内機関」とは、国内の JICA 拠点を指しているという理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
15	<p>同上 P. 18</p>	<p>「（9）開発インパクト発現に向けたロジックモデル検討への支援、データ収集（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業共通）」のみ国内機関に分任監督とすること、すべてではなく一部のみを分任監督とすることの意図をご教示願いたい。また、一部と</p>	<p>分任監督の範囲については、（9）のみならず、（6）～（9）を分任監督対象と記載しています。 別紙2の2. フェーズ2段階における JICA 側の役割を分任監督とすることを検討していますが、第5条（5）に記載のとおり最終的には採択企業決定後の打合簿で確認予定です。</p>

		は現時点でどのような事項を想定しているかについてもご教示願いたい。	
16	第2章 第5条 (6) ビジネス化支援（準備段階） 1) ビジネスコンセプトのブラッシュアップ P. 18	採択企業が発注者・受注者の提案を受け入れず、ビジネスコンセプトの整理・見直しを行わない場合の取り扱いの想定についてご教示ください。	ビジネスコンセプトの検討については採択企業の責任で行うものとなりますので、整理・見直しを行わない理由・根拠が妥当なものであれば受け入れることとなります。 他方、採択企業の提案事業のビジネス化に際して致命的な問題があるにもかかわらず整理・見直しがなされない場合には、JICAによる支援継続が困難と判断し、当該企業に対する支援を中止する可能性があります。
17	第2章 第5条 (6) ビジネス化支援（準備段階） 2) 調査設計の③ P. 19	ニーズ確認調査8カ月、ビジネス化実証事業16カ月という支援期間について、採択企業側の都合によりこれの超過が見込まれる場合の取り扱いの想定についてご教示ください。	本契約のフェーズ2期間中に支援期間（8ヶ月/16ヶ月）を終了する必要があり、JICAと採択企業の契約において合意を図る予定です。採択企業側の都合によりこれらを超過する場合、当該企業に対する支援を中止することも念頭におき、受注者の都合も踏まえ、JICAと採択企業間で対応方針を決定します。
18	第2章 第5条 (6) ビジネス化支援（準備段階） 2) 調査設計  採択企業自身によるビジネス化 P. 19	採択企業自身によるビジネス化が求められる点に関連して、採択企業が提案する自社調査団員の業務主任者に、同社の代表または海外事業を統括する役員クラスの人員が配置されることが、採択企業による社内意思決定を行う上で極めて重要と考える。 他方で、過去の民間連携事業では、採択企業内での意思決定権限のない社員がJICA調査の業務主任者となる事例もあり、その場合はJICA調査の中で受注者が直接やり取りを行う採択企業側のトップが意思決定権限を持っていない方になってしまい、採択企業自身の主体性を促す意味でも効率的・効果的	採択企業のビジネス化へのコミットメントについては、審査のポイント「企業としての体制・方針」において、経営戦略上の位置づけ、人員体制等の観点から評価を行う予定です。

		でない実施体制となる。 これらを踏まえ、JICA として採択企業の代表または海外事業全般を統括する役員クラスの人員を業務主任者とするに関して、JICA として義務付ける、あるいは実施体制評価上の評価項目に含めることは想定されているか。	
19	第 2 章 第 5 条 (6) ビジネス化支援（準備段階） 2) 調査設計 P. 19	現地で現地備人の雇用、車輛手配や再委託による調査（アンケート調査等）を行う場合、その見積は採択企業と受注者のどちらが入手するのでしょうか。また見積先は原則 3 者以上などのルールが設けられるのでしょうか。	見積については受注者にて入手いただくことを想定していません。 フェーズ 2 本格段階においては、「調査設計段階では未確定だったもので必要性が明確となった費目の見積りを取得し、打合簿にて内容・経費・支払方法について発注者の確認・合意を得る」（p41）こととしています。本段階の見積り取得についてはコンサルタント等契約交渉における見積根拠と同様 1 社以上の見積となります。再委託に際しては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に従い、公平性、競争性、透明性を確保下さい。
20	同上 P. 19	本段階において受注者が採択企業を訪問することも想定されていると考えられるが、本邦における旅費は計上可能か？	受注者の日本国内での打合せ等に係る旅費・交通費は、報酬単価のうちその他原価見合いの経費として扱われていますので、直接経費としては計上できません。
21	第 2 章 第 5 条 (7) ビジネス化支援（本格段階） 2) ニーズ検証 ①再委託調査 P. 20	ニーズ検証において再委託を実施する場合、採択企業が作成した TOR の内容を再委託先が満たせなかった場合に、受注者が責を負うことはあるでしょうか。	再委託に際しては「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」を踏まえて手続きを行います。すなわち、TOR の内容を実施可能な再委託先について公平性、競争性、透明性を確保しつつ選定し、受注者が契約を締結することとなります。TOR の内容を履行できる再委託先が無いと判断する場合には、調査の全体目標も念頭に置きつつ TOR の内容変更の必要性について提案を行い、採択企業、JICA と協議ください。 なお、それでも TOR の内容を履行できる再委託先が無い場合、

			採択企業、JICA と調査方針を協議ください。 再委託契約を締結した場合、その業務履行の監督責任は再委託契約の契約者たる受注者に帰すこととなります。
22	第 2 章 第 5 条 (7) ビジネス化 支援(本格段階) 2) ニーズ検証 ②面談等のアレ ンジ支援 P. 20	受注者が面談等のアレンジを支援する旨の記載があるが、面談希望先が対象国の公的機関であった場合、面談の設定に際して現地 JICA 事務所の支援が頂けるとの理解で相違ないか。	ご理解のとおり、JICA 事務局が支援を行います。
23	第 2 章 第 5 条 (7) ビジネス化 支援(本格段階) 5) 初期ビジネスプ ラン作成 P. 22~23	ビジネスプランの作成については、採択企業の業務を代行してはならないとの記載がありますが、採択企業側の事情により、ビジネスプランを作成できなかった場合の取り扱いの想定についてご教示ください。	採択企業側の事情により成果物の提出がなされない場合、JICA と採択企業間の契約の不履行となるため、当該契約を踏まえて JICA が適切な措置を行います。当該企業への支援を中止することになる場合、受注者は当該時点までの個社支援報告書を作成し、JICA に提出いただきます。
24	第 2 章 第 5 条 (8) ビジネス化 支援(本格段階) (ビジネス化実証 事業) 1) ソリ्यूショ ン検証(第 2 回) P. 23	採択企業の製品・サービスが高額(例えば 1 機数千 万円以上)かつ、恒久的な据付を前提とするもの(仮 設を前提とした輸送や運搬、仮設的な据付や撤去が 困難な製品)に関しては、現地で実機の体験機会を 提供することが難しく、潜在顧客の本邦招聘による 体験機会の提供が主体になると想定される。 その場合に招聘できる潜在顧客の所属(公的機関か 民間企業か)や人数に制限や上限は設けられている か。	本邦招聘についてはビジネス化実証事業の場合、当該事業での 個社支援経費 2,000 万円の範囲内で、打合簿において、招聘目 的、対象者、招聘プログラム、必要経費等を確認した上で、実 施可能です。人数や所属に関する制限はありません。
25	第 2 章 第 5 条 (8) 1) ソリュー	個社支援報告書(経費活用実績報告を除く部分)に ついて、執筆分量の目安は、過年度の基礎調査・案	個社支援報告書については特段の分量は設定していませんが、 調査設計の段階から、調査終了までの期間において、受注者が



	<p>ション検証（第2回）</p> <p>⑨ 個社支援報告書</p> <p>P. 24</p>	<p>件化調査等と同等になるか、あるいは簡素化または詳細化される等、過年度との違いがあるか。</p>	<p>採択企業をどのように支援し、結果としてどのようなアウトプットが得られたか、また、支援を通じて得られた知見、本事業の効果的実施に向けた教訓等をまとめて頂くことを想定しています。</p> <p>なお、昨年度実施した、「途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査」との比較では、1社あたりの支援期間が長いこともあり分量としては増加すると考えています。</p>
26	<p>第2章 第5条 (8)2) ビジネスモデル（案）改訂</p> <p>① 業界構造</p> <p>P. 24</p>	<p>「業界構造の情報収集・整理」とあるが、具体的にどのような調査項目が要求されるか。業界構造に関しては、必要な調査項目は何か、網羅的に行うか全体概要のみにとどめるか等で、必要な作業工数が大きく変動するため、見解を伺いたい。</p>	<p>支援対象の採択企業が想定する事業内容によって異なると考えています。個社支援に対するアドバイザー人月・調査経費の制約を念頭に置きつつ、採択企業のビジネスモデル構築に際して必要な内容をご検討いただき、個社毎に必要な調査項目・深度を検討、採択企業と協議ください。</p>
27	<p>第2章 第5条 (13) 本事業改善に向けた5分野合同会議参加</p> <p>P. 27</p>	<p>3回程度開催する5分野合同会議は、東京もしくはオンラインで行われるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
28	<p>同上</p> <p>P. 27</p>	<p>3回の実施時期の想定はございますか？</p>	<p>実施時期は未定ですが、第1回～第3回の業務進捗報告書提出の後で設定する予定です。</p>
29	<p>第2章 第5条 (15) グローバル・アジェンダ、クラスタ戦略へのフィードバック、情報発信</p> <p>P. 28</p>	<p>「12) 受注者は、発注者が開催する課題発信セミナーに参加し、2) の情報を含めビジネス化支援の実施結果を発表し、民間企業からの新規事業提案の促進を図る。」で「2) の情報」とあるが、2) はどの部分を指すのかご教示願いたい。</p>	<p>本件については修正漏れとなりますので、「2) の情報を含め」を削除ください。</p>

30	第2章 別紙2の 2. ビジネス化支援（実施段階） 基礎情報収集 P. 33	「(対象国未定の場合)」との記載があるが、左記段階で「対象国として複数の候補があり、1カ国に絞り込んでいない」場合との理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
31	第2章 別紙3 P. 37～38	第1期契約（『1. 「提案法人から提出された事業企画内容の分析」に係る業務量及び積算』、『2. 【フェーズ2】ビジネス化支援（準備段階）に係る業務量及び積算』）に関する「当初見積時」の「管理方法」は人月の記載のみとなっています。 第1期の業務に係る経費（例えば一般業務費又は雑費による業務調整のための予算）は見積に計上可能でしょうか。	報酬以外に必要な経費があると判断される場合、本見積に計上ください。
32	第2章 別紙3 第3章 1. (3)1)② 業務量と見積  P. 39, P. 46	全体の業務量の目安については現地 14.60MMと記載がありますが、フェーズ2後半:17.5MM=3.5×5件については、現地/国内MMの区別について特に記載はありません。 各1件ごとの現地MMは、単純に14.60MMを5件で割った数程度と認識すれば良いでしょうか？ （現地渡航二回/1件程度との記載もあるため、現地業務は各コンサルタントでこれまでの案件経験等から渡航日数14日程度×2回と見積もれば良いでしょうか？）	JICA側の想定はご認識のとおり、記載の想定人月を件数で割ったものです。ご提案に際しては、これまでのご経験等を踏まえ、海外/国内人月の内訳を検討ください。
33	第2章 別紙3 IIの1. (3)当初見積時 P. 40	経費管理のための事務に必要な経費として「一般業務費（特殊備人等）」において備人の配置が認められているが、自社で雇用している者を配置する場合、一般業務費-雑費での計上でよいか	ご理解のとおり、一般業務費—雑費にて計上ください。自社の要員を配置する場合、その金額根拠となる給与明細等をご提出いただき、合意単価を設定することを想定しており、この場合、支払時には実績数量の確認のみ行い、証憑書類の提出は不要と

			<p>します。なお、金額については、定額計上の金額内で、経費管理のための事務との業務内容に基づき金額の妥当性については確認させていただきます。</p>
34	<p>第2章 別紙3 IIの1. (3) 管理方法 当初見積時 P. 40 第2期契約時 P. 41 (4)【フェーズ2】ビジネス化支援における支出対象費目 ③コンサルタント活動経費 P. 42</p>	<p>「・経費管理のための事務に必要な経費として「一般業務費（特殊傭人等）」において、傭人の配置を認める。当該経費については300万円を定額計上する。」とあるが、この一般業務費（特殊傭人等）は社外の専門家への委託を想定しているものと思われるが、当該業務を社内事務担当者が行った場合にも同額を認めて頂けるのでしょうか。</p>	<p>No. 33の回答をご参照ください。</p>
35	<p>第2章 別紙3 IIの1. (4)【フェーズ2】ビジネス化支援における支出対象費目 P. 42</p>	<p>この①②③経費は、P. 49以降に記載がある、定額計上の別見積とは別の費目でしょうか。 「③コンサルタント活動経費の、(キ)と(ク)は別枠で計上することを認める」とありますが、この部分だけ、本見積として計上する、ということでしょうか。</p>	<p>P. 42の支出区分①②③については定額計上の別見積りの項目と対応します。(キ)については「(3)定額計上について」の4)、(ク)については同じく5)に対応します。</p>
36	<p>第2章 別紙3 IIの1 (4)【フェーズ2】</p>	<p>再委託に際して、受注者又は採択企業の関連企業・グループ会社を候補とすることは可能でしょうか？</p>	<p>プロポーザル作成ガイドライン P. 5 脚注に記載のとおり、関連企業やグループ会社に再委託することも可能ですが、再委託先選定にあたってはコンサルタント等契約における現地再委託契</p>

	<p>ビジネス化支援における支出対象費目 再委託費、他 P. 42</p>		<p>約ガイドラインに基づいて適切に選定ください。特に随意契約は避け、競争性のある方式にて選定するよう留意ください。 また、同 P. 6 に記載のとおり、補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認められません。加えて、受注企業・採択企業の現地法人・系列会社については、現地支所等法人として同一とみなされるものは再委託先とはなりません。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html</a></p>
37	<p>第 2 章 別紙 3 II の 1 (5) ②国内業務費の本邦受入活動について P. 42</p>	<p>この経費は、ビジネス化実証事業の別見積もり定額 2,000 万円とは別に計上すべき費目でしょうか。またその場合、別見積ではなく、本見積での計上になりますか。75,500 円/日×本邦受入日数を、と記載がありますが、受入日数の目安はどのくらいになりますでしょうか。</p>	<p>本経費については 2,000 万円の定額計上の内数となりますので、別途の計上は不要です。</p>
38	<p>第 2 章 別紙 4 プロポーザルにて提案を求める事項 P. 43</p>	<p>表中の『特記仕様書案への該当条項及び記載ページ』について、本文と記載ページがリンクしていません。以下の通りでよろしいですか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. P9→P16</li> <li>2. P12→P18</li> <li>3. P12→P18</li> <li>4. P32→P37</li> </ol>	<p>人間開発分野と経済開発分野について、リンクがずれていたため、下記のとおり修正します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. P9→P16</li> <li>2. P12→P18</li> <li>3. P12→P18</li> <li>4. P32→P38</li> </ol>
39	<p>第 3 章 1. (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務経験 P. 44</p>	<p>類似業務として「開発途上地域における中小企業等による地球環境分野の新規ビジネス開発支援に係る各種業務」と定義されているが、対象分野外での本件と極めて類似性の高い業務経験については評価の対象となるか</p>	<p>1) 類似業務経験については対象分野に関連する業務経験を評価対象としますが、対象分野に直接的に該当しない場合であっても、極めて類似性の高い業務と応募者が考えるのであれば、その提案を妨げるものではありません。</p>

40	第3章1.(3) 1)② P45~46	評価対象業務従事者の予定人月が 24.40MM と指定されていますが、全体 82.40MM の範囲の中で、評価対象に 24.40MM 以上の人月を割り当てることは認められるでしょうか。	予定人月は目安であり、全体人月の範囲内で予定人月を超える割り当てを頂くことで問題ありません。
41	第3章 2. (2) 業務量目途と業務従事者構成案 2) 業務従事者構成案 P. 46	「⑥~⑨経済開発分野ビジネス化支援2~5」と「⑩~⑬経済開発分野ビジネス化支援6~9」について、どのような違いを想定されているか。	「⑥~⑨経済開発分野ビジネス化支援2~5」については、「⑩~⑬経済開発分野ビジネス化支援6~9」と比較した際に、より高度な業務を実施頂くことを想定しておりますが、特定の分野・業務を想定しているものではありません。実際には、採択企業決定後、採択企業の支援ニーズに沿った構成を検討いただくことを想定しています。 企画競争説明書に記載のとおり、業務従事者の構成（名称変更も含む）についてご提案の際にはその考え方について説明を付してください。
42	同上 P. 46	「⑥~⑨ガバナンス・平和構築分野ビジネス化支援2~5」と「⑩~⑬ガバナンス・平和構築分野ビジネス化支援6~9」について、これらが4名づつ2つのグループに分けて記載されている意図は何かございますか？	「⑥~⑨ガバナンス・平和構築分野ビジネス化支援2~5」については、「⑩~⑬ガバナンス・平和構築分野ビジネス化支援6~9」と比較した際に、より高度な業務を実施頂くことを想定しておりますが、特定の分野・業務を想定しているものではありません。実際には、採択企業決定後、採択企業の支援ニーズに沿った構成を検討いただくことを想定しています。企画競争説明書に記載のとおり、業務従事者の構成（名称変更も含む）についてご提案の際にはその考え方について説明を付してください。
43	同上 P. 46	契約期間第1期に関しては、①~⑤までの業務従事者のみで業務を実施し、契約期間第2期から⑥以下の業務従事者を含めて業務を実施するということが必須でしょうか？	⑥以下の業務従事者は、上記質問回答 No. 42 のとおり、採択企業を支援する要員として、採択企業決定後、採択企業の支援ニーズに沿った構成を検討いただくことを想定していますが、契約期間第1期において⑥以下の業務従事者に参加いただくことは問題ありません。第1期の業務人月の目途を記載しています

			ので、こちらを踏まえて要員計画のご提案をお願いします。
44	同上 P. 46	評価対象外団員の業務内容に、「⑥~⑨社会基盤分野ビジネス化支援2~5」および「⑩~⑬社会基盤分野ビジネス化支援6~9」が含まれているが、これらの担当業務は、第1期に「④社会基盤分野ビジネス化支援(3号)」を補佐する役割でアサインされる想定か、あるいは第2期のフェーズ2(ビジネス化支援(実施段階))以降に追加可能な「個社支援に関する業務従事者」に該当するのか、見解を伺いたい。	当該業務従事者については、主として第2期のフェーズ2に従事することを想定していますので、採択企業の事業内容、ビジネス化に向けた準備状況、本事業を通じて重点的に調査を行う項目等を踏まえて、必要な専門性を有する業務従事者の配置をお願いします。実際には、採択企業決定後、採択企業の支援ニーズに沿った構成を検討いただくことを想定しています。
45	第3章 3. プレゼンテーション P. 48	業務主任者のみ(業務管理グループではない)場合、プレゼンテーションにおいて、同席する1名がプレゼン・発言をすることは可能でしょうか。	業務管理グループでない場合、主として業務主任者がプレゼンテーション及び質疑応答を行うようお願いします。同席者が補足することは可能です。
46	第3章 4. (3)定額計上について P. 48~49	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業に係る採択企業分の旅費等について、採択企業の事情によりキャンセル料等が発生した場合は、当該費用も精算可能でしょうか。	やむを得ない理由によるものであれば、打合簿にて承認の上で、精算対象とすることは可能です。
47	第3章 4. (3)定額計上について P. 48~50	「【フェーズ2】ビジネス化支援(本格段階)」に発生する費用一式が、定額計上(※)に示されているという理解で正しいでしょうか。 (※ニーズ確認調査1億1000万円、ビジネス化実証事業6000万円、連携金融機関渡航費用1134万円、コンサルタント渡航費用3293万円) (以下、補足質問)	ご理解のとおりです。 補足質問の2点についてもご理解のとおり、支援上限の枠内となります。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの定額計上分は、第5条本業務の内容における(7) ビジネス化支援(本格段階)から(12) 個社支援活動結果報告書の作成までの活動を全てカバーしているという理解で正しいでしょうか。</li> </ul> <p>(8) ビジネス化支援(本格段階)(ビジネス化実証事業)におけるソリューション検証のための本邦招聘、(9) 開発インパクト発現に向けたロジックモデル検討への支援、データ収集におけるベースライン調査のための現地調査補助員の雇上等も、上記の定額計上分から支出される想定でしょうか。</p>	
48	第3章 4. (2) 別見積もりについて P48	別見積は、第1期、第2期と分けずに、まとめて計上するという理解でよろしいでしょうか。	それぞれの期に分けて計上ください。基本的には全て第2期になると理解しています。
49	第3章 4. 別見積もりと本見積について P. 48	報酬以外で、本見積に計上すべき費目を、整理してご教示いただけますか。	仕様書を踏まえ、定額計上、報酬以外で、コンサルタント側で費用が必要と判断されるものがあれば計上下さい。費目はコンサルタント等契約の積算基準に基づいてください。(別紙3に記載のとおりフェーズ3、4については定額計上指示はありませんので、必要経費を本見積にて計上ください。また、フェーズ1、2についても別見積り指示の経費や別紙3記載の報酬対象入月以外で必要となる経費があれば本見積にて計上ください。)
50	—	先日の事業説明会では、普及・実証事業はあと2回の応募は決まっているが、その後は未定との説明があった。 中小企業の多くは、普及・実証事業の実施を通じて、ビジネス化支援の中で作成されたビジネスモデル	普及・実証・ビジネス化事業の今後のあり方は2022年度、2023年度の試行を踏まえて検討を行うため、現時点での方針は未決定です。

		<p>の見直しや、パートナー交渉を通じた収益性の確認等をしたと考えている。</p> <p>その意味で、機材を持ち込んだ現地での実証事業（普及・実証事業）は、内容的に従来のものと必ずしも同様ではなくても、実施すると考えてよいか。</p>	
51	従事者の選定	<p>各採択企業に従事させるコンサルタントの選定・体制は受注者の裁量となりますか？または発注者、あるいは採択企業が選ぶような形となりますか？</p>	<p>各採択企業支援のために従事する業務従事者については、採択企業決定後、採択企業の支援ニーズに沿った構成を検討いただくことを想定していますが、受注者の判断で配置ください。</p> <p>なお、監督職員による業務監督結果及びP.7(10)進捗報告4)の採択企業による受注者の支援内容・品質に係る評価等を踏まえ、必要に応じて JICA から受注者に対して実施体制の改善を申し入れる可能性があります。</p>
52	見積書の書式	<p>見積書の書式について、指定があれば該当 URL を教えてください。</p>	<p>以下をご参照いただくようお願いします。</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a></p>

### 【本分野専用項目】

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>第1章9. 契約交渉者決定の方法 (1)、1)業務管理体制及び若手育成 P.7</p>	<p>本案件は、若手加点の対象外とのことですが、同時に公示された他分野の調査は若手加点の対象案件となっているようです。本取り扱いの背景についてご教示ください。(業務主任者を1号としたためでしょうか。)</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	<p>同上 P.7</p>	<p>『本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。』となっていますが、他の分野(社会基盤分野、地球環境分野、人間</p>	<p>本分野については業務主任者の格付けが1号のため、若手育成加点の対象外です。</p>



		開発分野、ガバナンス・平和構築分野)では、『一律2点の加点(若手育成加点)を行います。』となっており、本分野で他分野と同様に若手育成加点の対象となりますか。	
3	第3章 2.(2)の 2) P46	本案件は、業務主任者の号数が1号となっておりますが、同時に公示された他分野の調査では、業務主任者の号数は2号となっております。本取り扱いの背景についてご教示ください。	本分野の規模が他分野より大きい(80人月以上)ために当該扱いとしています。

以上